

令和5年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
を充てた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税および地方消費税が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障に必要な経費に充てるものとされています。

女川町における令和3年度に交付された社会保障財源化分の地方消費税交付金の用途については、以下のとおりです。

< 歳入 >

地方消費税交付金（社会保障財源分） 88,698千円

< 歳出 >

上記交付金が充てられた社会保障施策に要する経費 1,771,367千円

（内訳）

（単位：千円）

区分	費目	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	388,063	105,171	0	3,366	18,893	260,633
	老人福祉費	132,851	2,992	0	0	8,781	121,078
	児童福祉費	426,210	97,053	0	8,863	21,642	298,652
社会保険	国民健康保険 特別会計繰出金	80,981	31,829	0	0	3,282	45,870
	後期高齢者医療 特別会計繰出金	29,970	20,587	0	0	621	8,762
	介護保険 特別会計繰出金	134,923	7,923	0	0	8,604	118,396
衛生健	保健衛生費	578,369	35,914	0	145,121	26,875	370,459
合計		1,771,367	301,469	0	157,350	88,698	1,223,850

※地方消費税交付金（社会保障財源分）については、一般財源の比率により按分しています。